

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

千葉県では、青少年施策を総合的に実施するため、平成 19 年度に「千葉県青少年健全育成計画」を初めて作成しました。

この計画では、「自立と共生」をキーワードに、社会的・経済的に自立し、人や社会と共に生きることができる青少年を目標としています。

また、第 1 の大人「親（保護者）～家庭」、第 2 の大人「教職員～学校」、第 3 の大人「地域の大人たち」が、それぞれの役割を理解し実践するとともに、それぞれが連携し、行政とも協働しながら、青少年を地域全体で支え育てていく地域環境がつくられることを目指し、平成 23 年度までの 5 年間、この計画を推進してきました。

この間、情報化の進展に伴う有害情報の氾濫や雇用環境の悪化など青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。

ニートやひきこもり、不登校、発達障害のある、子ども・若者を取り巻く問題が深刻化し、こうした社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者への支援のあり方が、大きな課題となってきました。

こうしたことから、国では、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みの整備と、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を行うことを目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が平成 22 年 4 月に施行されました。

今回策定する「千葉県青少年総合プラン」は、現行計画の策定以降の子どもたちを取り巻く環境の変化や、国の動向も踏まえ、本県の全ての子どもや若者を「地域全体で支え育てよう!」、特に、ニートやひきこもりなど社会生活を営む上で困難を有する子ども達に対して、「きめ細やかな支援をしていこう!」との基本的な考えのもと、総合的な計画として策定いたしました。

2 計画の位置付け

本計画は、子どもや若者及びその保護者を育成・支援する観点から、千葉県の青少年健全育成の施策の方向性を示す、総合的な計画であるとともに、「子ども・若者育成支援推進法」第9条の規定により、「都道府県子ども・若者計画」として位置付けます。

子ども・若者育成支援推進法第9条

都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 計画の基本的な視点

青少年の健やかな成長と社会的自立を実現するためには、現在の千葉県の子青少年を取り巻く環境、特に、家庭、学校、地域及び社会環境の変化を踏まえ、私たちすべての県民が、それぞれの立場から責任を自覚し、相互に協力しながら、青少年にとって、必要な環境づくりを進めていくことが重要です。

また、子ども・若者自身の力（自分の力）、子ども・若者の成長を支える家庭の力（親の力）、社会全体で子ども・若者を守り育てる力（地域の力）を高めていく必要があります。

この計画では、千葉の未来を担う子どもの育成と、若者の社会的自立を実現するため、子どもたち自身が、将来、「千葉に生まれ、学び、育って良かった」と振り返ることができるよう、計画の基本的な視点を次のように定めました。

○子ども・若者が生き活きと、幸せに生きていく力を身につける

ための取組

○困難を抱える子ども・若者やその家族を支援するための取組

○地域における多様な担い手を育成するための取組

4 計画の期間

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。

5 計画の対象

この計画の対象とする「子ども・若者」は、乳幼児から概ね 18 歳までの時期としますが、施策によっては、青年期（30 歳まで）及びポスト青年期（40 歳未満）までを対象とします。